

会議の開催結果

1	会議の名称	手話言語条例検討プロジェクトチーム会議
2	会議の開催日時	令和6年11月22日（金）10:00～10:38
3	会議の開催場所	市役所 議会棟3階 第2委員会室
4	出席者名	・委員 西山幸代、稲川智美、堤日出喜、大貫田鶴子、吉村豪介、佐藤真実、関ひろみ、土橋勇司、都築龍太、久保美樹、高柳俊哉 ・執行部 障害政策課長、障害福祉課長 ・議会局職員
5	欠席者名	江原大輔
6	議題及び公開又は非公開の別	議題 ・プロジェクトチームの検討テーマについて ・本市における手話の普及等に関する取組の現状について ・その他 公開・非公開の別：公開
7	非公開の理由	
8	傍聴者の数	4人
9	審議した内容	・プロジェクトチームの検討テーマについて ・本市における手話の普及等に関する取組の現状について ・その他
10	問合せ先	議会局 議事調査部 調査法制課 電話：048－829－1758
11	その他	※議事の概要は、別紙のとおり

(別紙)

令和6年11月22日開催 手話言語条例検討プロジェクトチーム会議 議事の概要

議題

1 プロジェクトチームの検討テーマについて

資料1-1 プロジェクトチームの検討テーマについて

資料1-2 埼玉県内の手話言語条例制定状況

資料2 埼玉県手話言語条例

資料3 市町村手話言語条例モデル案 について西山幸代会長及び稲川智美会長職務代理者から説明。

議題

2 本市における手話の普及等に関する取組の現状について

資料4 本市における手話の普及等に関する取組について 障害政策課が説明した後、質疑応答。

(久保美樹委員)

・令和5年度の障害者に対する「差別」や「虐待」に関するパンフレットの配付先について、市内全ての飲食店等に配付しているのか、またはどのような形で配付しているのか。

(障害政策課)

・飲食店については、各年度にエリアを分けて合理的配慮に関する補助金の案内に同封して郵送している。医療機関については、毎年医師会を通じて全ての医療機関に配付している。

(久保美樹委員)

・毎年の配付エリアの分け方は。

(障害政策課)

・毎年3区程度に配付し、概ね3年で全区に配付するようにしている。

(久保美樹委員)

・区内全ての飲食店に配付となるのか。

(障害政策課)

- ・ 経済局から提供された飲食店や民間事業所の情報を基に配付している。

(久保美樹委員)

- ・ 市の附属機関である障害者政策委員会において委員から手話言語条例制定について、要望や意見が過去に出ているか。

(障害政策課)

- ・ 障害者政策委員会においては、聴覚障害者を含めた意思疎通・コミュニケーションに困っている方がいるため、手話言語条例という形ではなく障害者への理解への取組を一層推進していくという意見が出ている。

(久保美樹委員)

- ・ ここ最近はどうかもしれないが、10年前位は障害者政策委員会において、盛んに手話言語条例の必要性について発信されていたと記憶している。
- ・ 手話あいさつ100%運動ポスターが掲示されている庁舎の場所、枚数について教えてほしい。

(障害政策課)

- ・ 埼玉県から約20枚配付され、各区役所の支援課窓口及び障害政策課の窓口に掲示している。

(久保美紀委員)

- ・ 市内の身体障害者手帳所持者数（区分：聴覚・平衡機能）3,191人に対して手話通訳者数（市登録者）が52人ということだが、足りているという認識か。または、もっと増やすべきだという認識か。

(障害福祉課)

- ・ 手話通訳者数（市登録者）が52人ということは多いとは思っていないので、聴覚障害者協会の協力を得て、当事者からの意見を伺いながら登録者を増やすべく養成講座を開催している。

(高柳俊哉委員)

- ・ 市職員に対する手話研修について、どのような職員を対象にしているか。毎年同じ職員が参加しているのか。

(障害政策課)

・受講者については固定ではなく、障害政策課から毎年各区・各局を通じて受講者の選出依頼を行い、受講者に参加してもらっている。可能な限り過去に受講したことのない者が、受講できる環境となるように毎年依頼している。

(高柳俊哉委員)

・福祉担当職員は受講しているのか。

(障害福祉課)

・福祉局では各課所から受講経験のない職員に積極的に受講してもらっている。

(佐藤真実委員)

・令和6年11月20日実施の「思いやりの心」をはぐくむ研修での、災害時等における知的障害・発達障害者に対する配慮・支援について、避難所職員は受講対象となっているか。

(障害政策課)

・令和6年能登半島地震以降、防災について特に力を入れていることから、今年の研修については防災に関連した内容で実施した。受講職員の多くは課長補佐級以下の一般職員で、指定避難所担当職員が多く含まれている。

議題

3 その他

条例案の方向性について

埼玉県手話言語条例をベースに、当事者団体である全国ろうあ連盟が作成した市町村手話言語条例モデル案なども参考に条例素案を作成することで決定。

第3回会議について

作成した条例素案を委員に提示することで決定。

第4回会議について

当事者団体である「さいたま市聴覚障害者協会」及び「さいたま市手話通訳問題研究会」を招いて意見を伺うことで決定。